

## 定額複利預金規定

### 1. (預金の支払時期等)

- (1) 定額複利預金（以下「この預金」といいます。）は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から証書（通帳）記載の最長預入期限までの間に、1万円以上1万円単位の金額で請求してください。

### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。なお、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

① 6か月以上1年未満……………「6か月以上1年未満」の利率

② 1年以上2年未満……………「1年以上2年未満」の利率

③ 2年以上3年未満……………「2年以上3年未満」の利率

④ 3年以上4年未満……………「3年以上4年未満」の利率

⑤ 4年以上5年未満……………「4年以上5年未満」の利率

⑥ 5年……………「5年」の利率

- (2) 一部支払いによって残余の元金金額が当初預入時の適用利率に関する金額階層を下回ることとなった場合（以後該当日を「分かれ計算基準日」といいます。）、当該一部支払い後の残余元金に対する利息は、前記(1)にかかわらず「預入日から分かれ計算基準日の前日までの利息」ならびに「分かれ計算基準日から解約日の前日までの利息」をそれぞれつぎのとおり計算し、その合計額を元金とともに支払います。

A. 預入日から分かれ計算基準日の前日までの利息

預入日から分かれ計算基準日の前日までの日数、および約定利率によって計算します。

B. 分かれ計算基準日から解約日の前日までの利息

分かれ計算基準日から解約日の前日までの日数、および預入日から解約日まで当該の元金金額を預入した場合に適用される利率によって計算します。

- (3) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. (規定の変更)

- (1) 当金庫は、この規定の各条項について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更の必要があり、以下の事項に該当する場合、この規定を変更できるものとします。

① この規定の変更が預金者の利益に適合するとき

② この規定の変更が、定額複利預金契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

- (2) 前項によりこの規定を変更するにあたり、当金庫は、予めこの規定を変更する旨及び変更後の規定の内容とその効力発生日を、当金庫ウェブサイトへの掲載により公表し、その他相当の方法で周知します。

- (3) 第1項の規定の変更は、前項により公表等をする効力発生日に、変更の効力が生ずるものとします。

この他は、「定期預金共通規定」をご参照ください。

以上